

公 告

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定した事業計画の変更を行うので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、以下の事項に関する利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、町に意見を申し出ることができる。

令和 7年 9月 8日

設楽町長 土屋 浩

記

1. 事業計画の名称 設楽町特定環境保全公共下水道事業計画
2. 主な変更内容 計画期間の延長
予定処理区域の拡大
3. 事業施行期間 事業着手の年月日 平成28年 3月24日
事業完了の予定年月日 令和15年 3月31日
4. 縦 覧 場 所 設楽町役場 本庁（田口） 生活課
津具総合支所（津具） 管理課
5. 縦 覧 期 間 令和 7年 9月 8日（月）から
令和 7年 9月22日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く、
午前8時30分から午後5時15分まで）